

## 重点立入業種の選定について

令和4年5月31日  
公正取引委員会  
中小企業庁

令和3年12月27日、中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備するため、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会。以下「転嫁円滑化施策パッケージ」という。）が取りまとめられた。

本日、公正取引委員会及び中小企業庁は、転嫁円滑化施策パッケージに基づく取組として、令和3年度における下請法上の「買いたたき」の処理状況のほか、「価格転嫁円滑化スキーム」に基づく関係省庁からの情報提供の結果などを踏まえ、重点立入調査の対象とする業種として、道路貨物運送業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業を選定した。

公正取引委員会及び中小企業庁は、今後、これらの業種について重点的に立入調査を実施していくとともに、転嫁円滑化施策パッケージに関する他の取組についても、引き続き、着実に実施に移していく。

### 問い合わせ先

(公正取引委員会の取組に関すること)

公正取引委員会 事務総局 経済取引局 取引部 企業取引課

電話 03-3581-3373（直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp>

(中小企業庁の取組に関すること)

中小企業庁 事業環境部 取引課

電話 03-3501-1669（直通）

ホームページ <https://www.chusho.meti.go.jp>

## パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ

令和3年12月27日

内閣官房

(新しい資本主義実現本部事務局)

消費者庁

厚生労働省

経済産業省

国土交通省

公正取引委員会

(略)

### 2. 価格転嫁円滑化に向けた法執行の強化

#### (1) 価格転嫁円滑化スキームの創設【公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁】

- ・ 業種別の法遵守状況の点検を行う新たな仕組みを創設する。この新しい仕組みにおいては、公正取引委員会・中小企業庁が事業所管省庁と連携を図り、事業者について、①関係省庁から情報提供や要請、②下請事業者が匿名で、「買いたたき」などの違反行為を行っていると疑われる親事業者に関する情報を公正取引委員会・中小企業庁に提供できるホームページの設置（「違反行為情報提供フォーム」）を通じて、広範囲に情報提供を受け付ける。このため、価格転嫁に関する関係省庁連絡会議を内閣官房に設置する。
- ・ 今年度末までに把握した情報に基づき、来年6月までに、事例、実績、業種別状況等について公正取引委員会・中小企業庁が報告書を取りまとめ、公表する。これにより、問題点を明らかにするとともに、法違反が多く認められる業種については、公正取引委員会・中小企業庁と事業所管省庁が連名で、事業者団体に対して、傘下企業において法遵守状況の自主点検を行うよう要請を行う。
- ・ また、公正取引委員会、中小企業庁は、これらの情報に基づき、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について、重点立入業種として、毎年3業種ずつ対象を定めて、立入調査を行う。

(略)